

# 9月1日～9月10日は「屋外広告物適正化旬間」です！！

## ～ 美しく誇れるまちをめざして ～

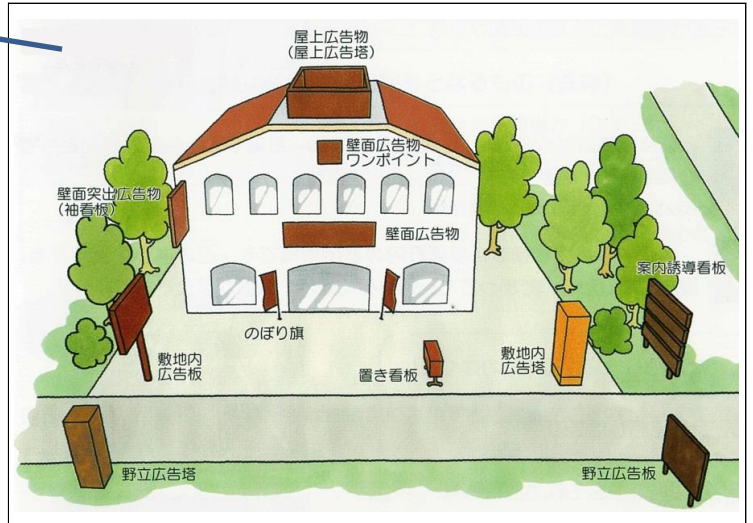
那須町では、「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」を図るために、「屋外広告物法」に基づいて「那須町屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の表示や設置についてのルールをつくり、必要な規制を行っています。

### 屋外広告物とは

次の4つの要件すべてに該当するものが「屋外広告物」となります。

- ①常時又は一定の期間継続して
- ②屋外で
- ③公衆に対して
- ④看板・立看板・はり紙・建物などに表示、設置されたもの

屋外広告物を表示又は設置する場合には、原則として、許可申請や届出が必要になります。広告物の種類や地域に応じて大きさや高さ、色彩などの基準があります。



### 違反となる屋外広告物の例

#### 【禁止広告物】

- ・著しく破損し、又は老朽したもの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

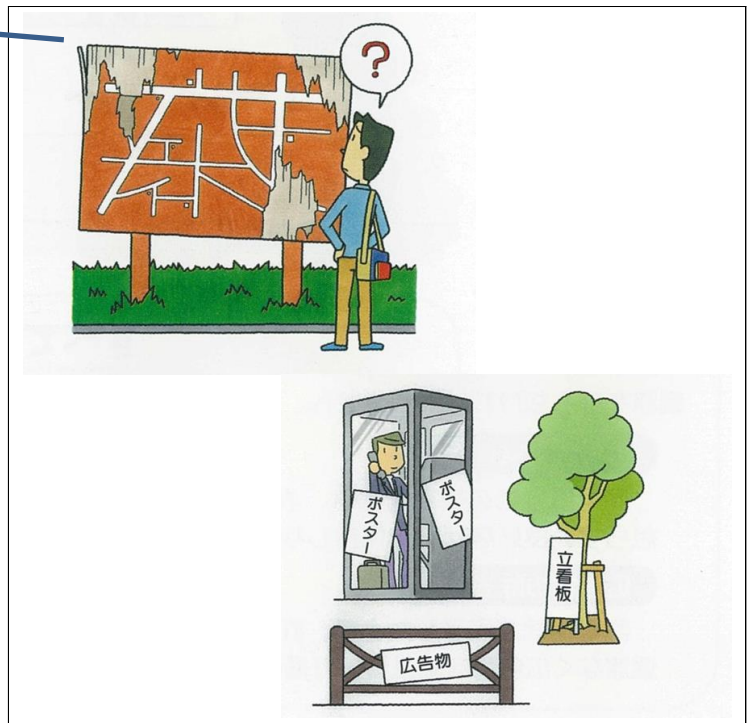
このような広告物は、どの地域でも、どのような場合でも、例外なく表示又は設置が禁止されています。

#### 【禁止物件】

- ・橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- ・街路樹、路傍樹
- ・信号機、道路標識、歩道柵、ガードレール
- ・消火栓、火災報知器、火の見やぐら など

このような物件には、どの地域でも、原則として広告物の表示又は設置ができません。

この他、基準に適合しない広告物を表示又は設置することはできません。



### ルールに違反して広告物を表示又は設置した場合、罰則の適用を受ける場合があります

屋外広告物は、適正に表示されれば、まちのにぎわいを演出したり、経済・文化活動などの社会生活に必要な情報を提供するなど、非常に有意義なものです。

一方で、無秩序、無制限に表示されれば、広告としての本来の役割を果たさなくなるばかりか、自然やまちのもつ美しさを損なうこととなります。また、設置や管理が適切に行われなければ、倒壊や落下によって、思わぬ事故が発生する場合があります。

新たに広告物を設置する場合や改修などを行う場合は、必ず役場もしくは栃木県屋外広告業登録業者にご相談ください。

なお、既に広告物を表示又は設置している広告主の方につきましても、許可や届出のある広告物かどうか確認をお願いします。

詳しい内容は、[那須町役場建設課都市計画係](#) TEL.0287-72-6907へお問い合わせください。

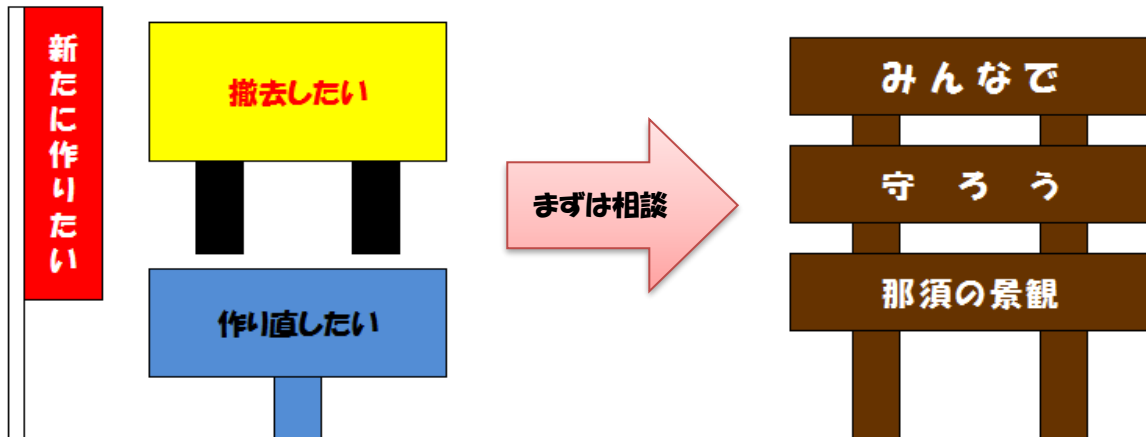
ホームページ [那須町屋外広告物条例](#) [検索](#)

屋外広告業登録業者は、「[栃木県屋外広告事業者](#)」で検索。

## 看板を 作るときには まず相談

広告物を屋外に掲出する場合は、事前に許可申請又は届出が必要です。

「のぼり旗」や「はり紙」などの簡易なものを含め、すべての広告物が対象となります。地域によって、設置できる広告物の種類や大きさ、基数等の基準が違います。他の法令の適用を受ける地域もありますので、役場もしくは栃木県屋外広告業登録業者にご相談ください。



### 「のぼり旗」のお願い

「のぼり旗」は安価で設置場所を選ばないなど使い勝手が良いため、気軽にそして数多く設置する傾向が強く、景観を損ねる大きな要因の一つとなっています。

「那須」を訪れる方の多くは、豊かな自然景観とそれに調和した色合いの建物（看板含む）等に魅力を感じています。新型コロナウイルス感染症に伴う活動の自粛等の影響もあり厳しい状況であることは承知していますが、「自分だけ良ければ」、「他の人もやっているから」という考えが那須全体に広がると、広告物で競争し合う「悪循環」に陥ってしまいます。

「那須」の景観をみんなで「守り」、「育てる」ための第一歩として「のぼり旗」の設置についても、ご協力をお願いいたします。

#### 「のぼり旗」の設置基準

- ・高さ 地上から上端まで3m以下
- ・表示面積 1面につき1.5㎡以内
- ・位置 道路へ突き出さないこと
- ・色彩等 色彩、形状は周辺の景観と著しく不調和とならないこと  
発光塗料を使用しないこと  
(日光国立公園内はコゲ茶色を基調とすること)
- ・設置基数 敷地につき2本(敷地(建物と不可分の敷地)外への設置は不可)
- ・表示期間 3箇月(更新可)

### 落下、破損等の事故防止のため、定期的な点検を行いましょ！

#### サビ

鉄骨やボルトのサビは、破損の前兆



#### 汚れ

サビ汁がたれていたら、内部が腐食しているかも?!



#### ズレ・欠陥

盤面のズレや取付具の欠落は落下の前触れ



#### 照明不点灯

漏電の場合は、火災の危険も



平成27年2月、北海道札幌市内で屋外広告物の一部が落下し、歩行者を直撃して意識不明の重傷を負わせる事故が発生しました。

屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされています。表面はきれいに見えていても、知らず知らずのうちに内部が劣化し、落下や倒壊の危険性が高まっているかもしれません。

**早期発見が事故を防ぎ、早期対応が費用を抑えられます。**

定期的な点検を行い、安全管理に努めましょう！